

令和7年度山口市意思疎通支援事業 意思疎通支援者（手話通訳）登録試験実施要項

- 1 目 的 山口市意思疎通支援事業の意思疎通支援者（手話通訳）として登録するために必要な技術を審査する。
- 2 試験日時 令和8年1月25日（日） 午前9時30分～12時00分（予定）
- 3 試験場所 社会福祉センターしらさぎ会館 （山口市堂の前町1番5号）
- 4 主 催 社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
- 5 受験資格 ①山口市在住または在勤
②手話奉仕員証所持者又は若年層の手話通訳者養成事業「手話コミュニケーション講座」もしくは「手話通訳講座」修了者
※①②のいずれにも該当し、登録試験合格後に山口市意思疎通支援者として活動できる者、及び山口県手話通訳者養成講座を受講する意欲のある者
- 6 試験内容 実技試験 ①読み取り通訳問題 1題
②聞き取り通訳問題 1題
③場面通訳問題 1題
- 7 受 験 料 無料
- 8 受付期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）※1月5日必着
- 9 申込方法 別紙「登録試験申込書」に必要事項を記入し、
手話奉仕員証の写しを貼付または該当講座修了証の写しを添付の上、
しらさぎ会館へ持参、郵送、またはメールにてお申し込みください。
※「登録試験申込書」は山口市社会福祉協議会ホームページから
ダウンロードすることができます。
- 10 合格発表 令和8年3月2日（月）郵送にて通知予定

※登録試験合格後、山口市意思疎通支援者の登録には、
山口市内の手話サークル加入と、事前研修が必須となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
社会福祉センター しらさぎ会館
担当：新村
〒753-0032 山口市堂の前町1番5号
（電 話） 083-922-3666
（メー ル） syuwa@yshakyo.or.jp